

中小企業診断士（2次）

実施: 中小企業庁（実施: 一般社団法人 日本中小企業診断士協会連合会）

合格＝資格保持者ではありません。登録・交付の手続きを終えてはじめて名乗る／業務に使うことができます。
必要書類の様式・提出先・受付方法は都道府県や単位会で異なるため、下の公式ページで必ずご確認ください。

手続きの流れ

1. 実務要件（実務補習/実務従事）を満たす

第2次試験合格後、実務補習の受講または実務従事を合わせて15日以上行い、登録要件を満たします（割合は自由に組み合わせ可）。

<https://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/shindanshitetuduki01.html>

確認済み（2026/7/25）

2. 経済産業大臣へ新規登録を申請する

中小企業庁へ新規登録を申請します。2026年6月より、マイナポータルを用いたオンライン手続きも可能です。

<https://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/shindanshitetuduki01.html>

確認済み（2026/7/25）

3. 官報公示・登録証の交付を受ける

申請が的確と確認されると、受理した月の翌々月に氏名・登録番号が公示され、同時期に登録証が簡易書留で郵送されます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/shindanshitetuduki01.html>

確認済み（2026/7/25）

手続きの記録

申請書を提出した日	_____	提出方法（窓口／郵送／オンライン）	_____
納めた金額の合計	_____	追跡番号・受付番号	_____
登録証・免許証が届いた日	_____	問い合わせ先の電話番号	_____

登録したあとの期限

中小企業診断士（2次）は登録後5年

の有効期間があります。更新の申請締切は有効期限より前に設定されていることが多く、講習の受講が要る場合もあります。

登録日を必ず控えておいてください（上の記録欄）。更新手続きの詳細は次のページにまとめています。

<https://qualor.net/renewal>

本シートは公式ページと照合して整理していますが、最新性・正確性を保証するものではありません。要件・金額・提出先は改定されることがあります。

お手続きの前に必ず各公式サイト・各都道府県／単位会でご確認ください。Qualorは登録手続きの代行や完了の保証、法的な判断を行いません。

発行: Qualor（qualor.net）／2026年7月29日 時点 <https://qualor.net/exams/chusho-shindanshi-2>